

毒物・劇物の農薬を取り扱う方へ 危害防止のため、次の点に注意しましょう！

• 購入するとき

①品名・数量、②購入年月日、③住所・氏名・職業を記入の上、押印又は署名した書面の提出が必要です。

盗難、紛失等の事故を防ぐため、必要以上に購入しないようにしましょう。

• 保管するとき

毒物劇物以外のものと区別して、鍵をかけて保管してください。

保管場所には「医薬用外毒物」又は「医薬用外劇物」と表示してください。

定期的に保管数量を確認してください。

• 事故が起きたとき

盗難又は紛失のときは、直ちに警察署に届け出てください。

中毒のおそれがあるときは、早めに医療機関を受診してください。

• その他

飲食物の容器として通常使用される物に移し替えることは、法律で禁止されています。

販売業の登録を受けていなければ、販売したり、譲ったりすることはできません。

問合せは、旭川市保健所医務薬務課（TEL 25-9815）まで

